

事務事業名	権利擁護事業	事務事業No.	10603000033	所属課	高齢福祉課
(4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
平成18年4月に介護保険制度の法改正が行われ、新たなサービス体系の確立として、地域包括支援センターの創設が組み込まれた。本市では、経過措置を経て平成20年3月に直営（市）で地域包括支援センターを設置し、必須事業として権利擁護事業を開始した。地域包括支援センターが高齢者虐待の窓口として、市民や関係機関に周知されるようになり、特に警察との連携は密になってきている。					
(5) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
特になし					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評価項目	
改革改善を行う	①政策体系との整合性（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 高齢者が権利侵害を被る状況に陥らないよう、また、家族が加害者にならないように虐待を未然に防ぐことや早期に問題を解決することは、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに繋がり、高齢福祉の推進に結びつく。
	②公共関与の妥当性（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称） <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 介護保険法に基づいて地域包括支援センターが行う事業とされており、虐待等のケースでは家庭内介入し、専門的な視点から状況を把握でき、虐待防止につなぐことができる。
	③成果の向上余地（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？） <input type="checkbox"/> 向上余地がない 権利侵害を受けている高齢者の相談を受けた際、福祉部内関係課、民生委員、警察等の関係機関と連携体制が出来ており、問題解決に向けて円滑に対応出来ている。
	④廃止・休止の成果への影響（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？） <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 高齢者の権利侵害に対応することが出来なくなり、高齢者に多大な影響があると考えられる。
有効性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性（類似事業や統廃合の可能性はありますか？（市以外の取り組みも含む）） （他に手段がある場合） <input type="checkbox"/> 具体的な手段、事務事業名 <input type="checkbox"/> 余地がない なし
	⑥事業費・人件費の削減余地（成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？） <input type="checkbox"/> 削減余地がない 事業費は啓発活動に要する費用のみであり削減余地はない。保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士が対応しているが、特に高齢者虐待では事実確認や問題解決にむけた対応が長期化するため、業務時間の削減は出来ない。
効率性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 市内のすべての高齢者が相談出来る機会を有しており、公平、公正がある。また、権利擁護の相談・対応において費用負担を求めることはない。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括（振り返り、反省点）																								
①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	⇒	権利擁護に係る相談の内訳として、今年度は高齢者虐待9件、成年後見制度が7件であった。高齢者虐待においては、相談を受け、福祉部内関係課、警察及び保健所等の関係機関と連携して対応することができた。また、新型コロナウイルスの影響により、研修会等に開催が減り、十分に事業周知が出来なかった。																								
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果（終了・廃止・休止の場合は記入不要）																								
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止		（複数回答可） <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる																								
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策 成年後見制度利用促進法に基づき、令和3年度より市に成年後見制度の利用促進のための中核となる機関を置き、専門家からなる協議会を立ち上げ、広報啓発、相談支援、後見人支援等を行うことで、併せて、権利擁護事業の周知を図っていく。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">成果</th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>向上</td> <td>維持</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		成果		コスト			削減	維持	増加	向上	維持		○		維持	低下				低下				
成果		コスト																								
		削減	維持	増加																						
向上	維持		○																							
維持	低下																									
低下																										
(6) 事務事業優先度評価結果		成果優先度評価結果 ②																								

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）
課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> A A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止 <input type="checkbox"/> B B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出	確認欄 <input type="checkbox"/>